

# マイナンバーカードと 健康保険証の一体化について

# 国の制度改正

## ・マイナンバー法等の一部改正

令和5年6月、デジタル社会の基盤であるマイナンバーカードについて、国民の利便性向上の観点から、関連法令の改正がありました（令和5年12月27日に政令公布）。

### 【マイナンバーカードと健康保険証の一体化】

令和6年12月2日から

従来の健康保険被保険者証（紙）は廃止



マイナンバーカード（マイナ保険証）で受診を基本とする仕組みに移行

	マイナ保険証対応の医療機関数	割合
病院	14/14	100%
医療診療所	150/180	83.33%
歯科診療所	105/117	89.74%
薬局	105/109	96.33%
合計	374/420	89.05%

厚生労働省資料より

# マイナ保険証制度の対応

令和6年12月2日以降に国民健康保険に加入された方や、保険証（紙）を紛失した方等について、下記のとおり対応しています。

既にマイナ保険証にされている方	マイナ保険証にされていない方
<p>マイナ保険証と紐づけられている情報が記載されている「資格情報のお知らせ」（A4用紙）を交付します。</p> <p>（ただし、高齢者や障害者等の要配慮者については申請により「資格確認書」を交付）</p>	<p>保険証の替わりとなる「資格確認書」（有効期限：令和7年10月31日）を交付します。</p> <p>（保険証（紙）と同様に年次更新）</p>

# 既に発行している保険証

- 各保険証の年次更新

制度施行日である令和6年12月2日までに交付している保険証（紙）については、有効期限まで利用できます。

	令和6年度 年次更新	有効期限	令和7年度 年次更新	令和7年度年次更新後の有効期限
国民健康保険	令和6年11月1日	令和7年10月31日	令和7年11月1日	令和8年7月31日
(参考) 後期高齢者医療	令和6年8月1日	令和7年7月31日	令和7年8月1日	令和8年7月31日

※令和8年7月31日以降の取扱については、明確に示されていません。